世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用取扱要綱

平成30年8月31日 30世産業連第136号

改正

令和3年11月1日3世産業連第256号

(目的)

- 第1条 この要綱は、世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン(以下「プレートデザイン」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。 (デザイン)
- 第2条 プレートデザインは別図に定めるとおりとする。

(使用の範囲)

- 第3条 プレートデザインは、その使用が区内外への情報発信等に寄与すること であると区長が認めることについて、使用することができるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、プレートデザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、プレートデザインの使用を承認しないものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (2) 区の信用又は品位を害するおそれのあるとき。
 - (3) 第三者の利益を害するおそれのあるとき。
 - (4) 政治活動、宗教活動等に利用されるおそれのあるとき。
 - (5) プレートデザインの使用の目的又は内容が暴力団(世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
 - (6) プレートデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
 - (7) プレートデザインのイメージを損なうおそれがあるとき。
 - (8) プレートデザインの著しい変形その他ロゴ等の使用が適当でないと認めるとき。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、区長が不適当と認めるとき。

(使用の申請)

- 第4条 区長は、プレートデザインを使用しようとする者に、あらかじめ次に掲 げる書類を添えた世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用申請書(第 1号様式。以下「申請書」という。)により申請させなければならない。
 - (1) 会社概要及び申請者の事業内容がわかる資料
 - (2) プレートデザインの使用状況がわかる完成見本等
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、プレートデザインを使用しようとする1箇月前までに行わせなければならない。

(使用の承認)

- 第5条 区長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査 し、その使用の可否を決定したときは、世田谷区図柄入りナンバープレートデ ザイン使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通 知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による使用の承認をするときは、条件を付することができるものとする。

(使用承認内容の変更の申請)

第6条 区長は、前条第1項の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、承認された内容の変更を希望するときは、あらかじめ世田谷区 図柄入りナンバープレートデザイン使用承認変更申請書(第3号様式)により、その承認を受けさせなければならない。

(承認内容の変更の承認等)

第7条 区長は、前条の規定による使用を承認した内容に係る変更の申請があった場合は、その内容を審査し、その変更の可否を決定したときは、世田谷区図 柄入りナンバープレートデザイン使用承認内容変更承認 (不承認) 通知書 (第4号様式) により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料)

第8条 プレートデザインの使用料については、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
 - (2) 使用の承認に係る物品等を区に提出すること。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、使用の承認に係る物品等を区に提出することが 困難な場合には、当該物品等の写真等を提出すること。
 - (4) プレートデザインの使用の承認を受けた権利を第三者に譲渡し、又は転貸 しないこと。

(使用状況等の報告)

第10条 区長は、プレートデザインの使用者に対し、使用期間終了後1箇月以内に世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用実績報告書(第5号様式)により、使用状況に関する報告をさせることとする。

(承認の取消し)

- 第11条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を 取り消し、使用者に対し、プレートデザインを使用する物品等の回収の措置を 請求することができる。第7条の規定による承認内容の変更を承認した場合も 同様とする。
 - (1) この要綱に違反するとき。
 - (2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

- (3) 第5条第2項に規定する条件に違反したとき。
- (4) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プレートデザインの使用の継続が不適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定によりプレートデザインの使用の承認を取り消した場合には、その承認を取消しをした日からプレートデザインを使用させないこととする。
- 3 区長は、第1項の規定による使用承認の取消しにより使用者が生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 区長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用(変更)承認取消通知書(第6号様式)をその使用者に通知するものとする。

(権利の帰属)

第12条 使用承認は、第3条に規定する使用の範囲を超えて、使用者に対しデザインプレートに関する何らの権利若しくは権限を与え、又は使用者及び当該使用者の製作した物品について区が推奨するものではない。

(経費等の負担)

第13条 区は、この要綱により使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に 係る経費又は役務を負担しない。

(管理責任)

- 第14条 区長は、使用者に自己の責任によりデザインプレートの管理を行わせるものとする。
- 2 区長は、前項の管理について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 区長は、使用者に、プレートデザインの使用に際して故意又は過失により区 に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を区に賠償させるものとする。 (情報の公開)
- 第15条 区長は、プレートデザインの使用承認の状況等について、情報を公開 することができる。

(事務)

- 第16条 この要綱に関する事務は、経済産業部産業連携交流推進課が行う。 (委任)
- 第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、 区長が別に定める。

附 則(平成30年8月31日30世産業連第136号)

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

附 則(令和3年11月1日3世産業連第256号)

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用申請書

第2号様式(第5条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用承認(不承認)通知書

第3号様式(第6条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用承認変更申請書

第4号様式(第7条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用承認内容変更承認(不承認) 通知書

第5号様式(第10条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用実績報告書

第6号様式(第11条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン使用(変更)承認取消通知書

別図 (第2条関係)

世田谷区図柄入りナンバープレートデザイン

